

平成26年9月18日制定
平成29年11月30日一部改訂
令和2年9月16日一部改訂
令和7年12月22日一部改訂

独立行政法人農業者年金基金

スチュワードシップ責任を果たすための方針

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、加入された農業者の年金資産を安全かつ効率的に管理・運用しています。

基金は、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

【原則1】

基金は、「アセットオーナー」として、スチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行います。その際には ESG（環境・社会・ガバナンス）についても考慮します。これにより、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めます。

このため、基金は、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関し、運用受託機関に求める事項を本方針で定めるとともに、運用受託機関の選定に際してもこれを運用受託機関に示すこととし、運用受託機関において実効的なスチュワードシップ活動が行われることを求めます。

また、基金は、スチュワードシップ責任を果たす観点から、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の取組状況について、運用受託機関の自己評価なども活用しながら、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行います。

【原則2】

基金は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反の管理を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、利益相反の実効的な管理についての明確かつ具体的な方針の策定・公表や、独立した取締役会の設置等の利益相反を防止するための体制・仕組みの構築、議決権行使の意思決定や監督のた

めの第三者委員会の設置などのガバナンス体制の整備・公表等の対応を実施し、適切な利益相反管理を行うことを求めます。

【原則 3】

基金は、運用受託機関を通じて投資先企業の状況を的確に把握するため、運用受託機関に対して適時報告することを求めます。その際、運用受託機関には、業績等の財務情報に加えて、ガバナンスや企業戦略、ESG 関連情報等の投資先企業の持続的成長に関連の深い非財務情報の的確な把握に努めるよう求めます。

【原則 4】

基金は、投資先企業との対話、投資先企業との認識の共有化及び問題の改善のための活動を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、投資先企業と中長期的な視点に立った質を重視した対話を行い、その内容について基金に適時報告することを求めます。

また、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）を巡る課題に関する対話に当たっては、当基金の運用戦略と統合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

さらに、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すること、また投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表することを求めます。

加えて、投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独で対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）も重要な選択肢として検討し、対話方法の選択の考え方について説明することを求めます。また、その際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置いているかについて説明することを求めます。

【原則 5】

基金は、議決権行使を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、議決権行使に関する方針の基金への提出及び公表を求めるとともに、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表するよう求めます。

また、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表するよう求めます。

さらに、運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めます。

なお、基金は、運用受託機関の議決権行使に当たっては、中長期的な視点から株主価値の向上ひいては加入者である農業者の利益の増大に寄与するよう求めます。

【原則6】

基金は、スチュワードシップ責任を果たすための方針とその実施状況について定期的にホームページで公表します。

【原則7】

基金は、運用受託機関との対話等を通じて関連する情報を収集し、スチュワードシップ活動を適切に行うための判断能力等の実力を備えていくこととします。

また、運用受託機関に対し、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を自己評価し、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを求めます。